

子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 21世紀に必要とされる基礎基本を的確にとらえ、確かな学力の定着を目指して、本市の更なる教育施策を展開すべく、子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究し、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 少人数教育に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) その他学力育成に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 生駒市PTA協議会を代表する者
- (2) 公立幼稚園及び公立小中学校の関係教職員組合を代表する者
- (3) 生駒市校園長会長及び生駒市教頭会長の職にある者
- (4) 生駒市幼稚園園長会、生駒市小学校校長会及び生駒市中学校校長会を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

2 委員は、前条第2項に掲げる者でなくなったときは、その職を失うもの

とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。